

EV用バッテリーのバッテリーパス・チェックリスト

2027年2月18日以降の電気自動車用バッテリーに関する義務、必須情報、期限、および情報源 — 確認事項一覧。

このチェックリストでカバーされている内容

**このチェックリストの性質について。 **このリストは規則の条文に基づいています。記載されている項目は現行法に基づくものであり、予測ではありません。

このチェックリストは、[バッテリーのデジタル製品パスポートに関する当社の参考資料](#)の一部であり、業界全体を対象としたスケジュール、役割、必須データ、および公的文書を網羅しています。このページでは、その内容をEV用バッテリーに限定して紹介しています。

このチェックリストは、EU域内で電気自動車用バッテリーを市場に流通させる際に、EUバッテリー規則（EU）2023/1542が皆様に求める要件をまとめたものです：義務事項、2026年7月発行の欧州委員会によるEV用バッテリーに関するガイダンスで必須とされているデータ項目、タイムラインとしての期限、および末尾の「出典」にリンクされている公式文書です。記載されている項目にチェックを入れ、不足している項目に印をつけてください。リスト全体は、以下からPDF形式でダウンロードすることも可能です。これが、2027年2月18日までの貴社の作業計画となります。

括弧内の数字は欧州委員会ガイドラインのデータ項目、数字は規則の条項を示しています。

この規制は、お使いのバッテリーに影響しますか？

お使いのバッテリーに該当する項目にチェックを入れてください。最初の2つの記述を合わせると、[規則（EU）2023/1542](#)の登録義務の対象となることを意味します。3つ目の記述は、バッテリーが「セカンドライフ」段階にある場合に免除される義務について示しています。括弧内の条項は、当該規則への参照です。

- ☐ 当該バッテリーは、クラスM、N、またはOのハイブリッド車もしくは電気自動車、あるいはクラスLで25kgを超える車両の駆動用電力を供給するものです（第3条）。
- ☐ 2027年2月18日以降、EU域内で当該バッテリーを市場に流通させる、または使用を開始する者（製造業者、輸入業者、あるいはバッテリーを再生処理または転用する事業者）が対象となります。

- ☐ バッテリーが再生処理または転用される前にすでに市場に流通していた場合でも、パスおよび表示は適用されます。ただし、CO2宣言、リサイクル率、およびデュー・ディリジェンス義務は適用除外となります（第7条第5項、第8条第4項、第47条）。

お客様の義務

[規則（EU）2023/1542]（<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1542/oj>）が、EV用バッテリーを市場に流通させる者に求めているすべての事項を、記載順に列挙します。記載されている項目にチェックを入れてください。各項目には該当する条項が明記されており、下部に記載された適用開始日からはその規定が適用されます。

- ☐ 市場投入前にバッテリーパスを作成し、その記載内容を正確かつ完全で、かつ最新の状態に保つこと（第77条第1項および第4項）。
- ☐ ISO/IEC 15459シリーズ規格に準拠した一意の識別子を付与し、QRコードを通じてパスに紐付けること（第77条第3項）。
- ☐ QRコードを、視認可能かつ読み取り可能で、かつ恒久的な状態で印刷または刻印すること。それが不可能な場合は、包装および添付書類に記載すること（第13条第6項および第7項）。
- ☐ アクセスレベルを区分すること：一般公開、正当な利益、当局および指定機関、単体電池データ（第77条第2項、第78条）。
- ☐ パスポートのデータは、オープンスタンダードに基づき、機械可読形式で、特定のプロバイダーに依存しない形で提供すること（第77条第5項）。
- ☐ バッテリーがリサイクルされるまで、パスポートを利用可能な状態に維持すること（第77条第8項）。
- ☐ バッテリーが市場に流通する前に、パスポート自体をEU-DPP登録簿に登録すること：これは、バッテリーを市場に流通させる経済主体のみが行うことができ、サービス提供者は行えません（第77条第10項）。同登録簿は2026年7月20日より運用が開始されています。
- ☐ 一般的な情報、回収マーク、および必要に応じてCdまたはPbのマークを記載したラベルを貼付すること（第13条第1項、第4項および第5項）。
- ☐ バッテリー管理システムにおいて、健康状態および予想寿命に関するデータを参照可能な状態に維持すること（第14条）。
- ☐ 適合性評価を実施し、EU適合宣言書を発行し、CEマークを貼付すること（第17条から第20条）。
- ☐ モデルおよび工場ごとのCO2宣言書を作成すること：方法に関する委任法令の発効から12ヶ月後に義務化されます。性能クラスおよび上限値については、それぞれの法令の発効から18ヶ月後に義務化されます（第7条）。
- ☐ モデル、年、および工場ごとのコバルト、リチウム、ニッケル、鉛のリサイクル材含有率を文書化する必要があります。これは、2028年8月18日、または方法に関する法令の発効から24ヶ月後より適用されます（第8条）。

- ☐ サプライチェーンにおけるデューデリジェンス体制を整備し、監査を受け、報告を行うこと。2027年8月18日から適用され、純売上高が4,000万ユーロ以上の場合に適用されます（第47条から第52条）。
- ☐ 使用説明書および安全上の注意を用意すること。ただし、「Omnibus IV」が採択されるまでは、パスポートに表示する必要はありません（附属書XIII第1項t号）。

2027年2月18日時点の必須データ

[欧州委員会のガイドライン](https://single-market-economy.ec.europa.eu/document/download/cd1e5e6c-4a4a-4b99-995a-49eb6916187e_en)では、EV用バッテリーに関して、71のデータ項目のうち51項目を必須としています。このガイドラインは明示的に拘束力のないものですが、同規則について現時点で最も明確な解釈となっています。データ項目自体は、規則（EU）2023/1542の附属書XIIIに記載されています。各項目の下には、ガイドラインにおける番号と、規則内の参照箇所が記載されています。

一般に公開されている（附属書XIII 第1項）

- ☐ 一意の識別子
データ項目1、第77条第3項
- ☐ パスポートの登録または管理責任者
データ項目2、第77条第3項
- ☐ 製造者：名称、登録商号または商標
データ項目3、附属書VI第A部第1号
- ☐ 製造業者の住所（中央連絡窓口を含む）
データ項目4、附属書VIパートA第1号
- ☐ 電池の区分
データ項目6、附属書VIパートA第2項
- ☐ モデルおよびロット番号またはシリアル番号
データ項目7、附属書VIパートA第2項
- ☐ 製造場所および製造年月日（月・年）
データ項目8および9、附属書VIパートA第3号および第4号
- ☐ 重量、容量、および化学組成
データ項目10～12、附属書VIパートA第5～7項
- ☐ 水銀、カドミウム、鉛を除く有害物質
データ項目13、附属書VIパートA第8項
- ☐ 適切な消火剤
データ項目14、附属書VIパートA第9項
- ☐ 0.1重量%を超える重要原材料
データ項目15、附属書VIパートA第10号

- ☐ コバルト、リチウム、ニッケル、鉛のリサイクル材含有率
データ項目20～23、附属書XIII第1項e号
- ☐ 再生可能材料の割合
データ項目24、附属書XIII第1項f号
- ☐ 最小電圧、定格電圧、最大電圧（それぞれ温度範囲付き）
データ項目26～28、附属書XIII第1項h号
- ☐ ワット単位での当初の性能および出力制限
データ項目29および30、附属書XIII第1項i号
- ☐ 予想寿命（サイクル数）およびそれに関する基準試験
データ項目31および32、附属書XIII第1項j号
- ☐ 容量の限界値
データ項目33、附属書XIII第1項k号
- ☐ バッテリーが静止状態で耐えられる温度範囲
データ項目34、附属書XIII第1項l号
- ☐ 初期およびサイクル寿命の50%時点におけるラウンドトリップ効率
データ項目36および37、附属書XIII第1項n号
- ☐ セルおよびパックの内部抵抗
データ項目38、附属書XIII第1項o号
- ☐ サイクル寿命試験のCレート
データポイント39、附属書XIII第1項p号
- ☐ 第13条第4項に基づく集合記号
データ項目40、附属書XIII第1項q号
- ☐ EU適合宣言
データ項目42、附属書XIII第1項r号
- ☐ 使用済み電池の発生防止および管理に関する情報
データ項目43、附属書XIII第1項s号

正当な利益を有する方（附属書XIII第2項）

- ☐ カソード、アノード、電解質材料を含む詳細な組成
データ項目45、附属書XIII第2号a項
- ☐ 構成部品の部品番号
データ項目46、附属書XIII第2項b号
- ☐ 交換用部品の入手先
データ項目47、附属書XIII第2項b号
- ☐ 分解に関する情報：分解図、手順、固定方法、工具、警告事項、セル数および配置
データ項目48、附属書XIII第2項c号
- ☐ 安全対策
データ項目49、附属書XIII第2項d号

行政機関および指定機関（附属書XIII第3項）

- ☐ 適合性に関する試験報告書の結果

データ項目50、附属書XIII第3項

単体電池のデータ（権限を有する者のみ閲覧可）（附属書XIII第4項）

- ☐ 定格容量（実効値）

データ項目51、附属書XIII第4項a号

- ☐ 容量損失（パーセント）

データ項目52、附属書XIII第4項a号

- ☐ 出力（ワット）および出力損失率（％）

データ項目53および54、附属書XIII第4項a号

- ☐ 内部抵抗およびその増加率

データポイント55および56、附属書XIII第4項a号

- ☐ 予想寿命（サイクル数および暦年）

データ項目59および60、附属書XIII第4項a号

- ☐ 認証済みエネルギー状態（SOCE）

データ項目61、附属書XIII第4項b号

- ☐ バッテリーの状態：新品、転用、再利用、再生、または廃棄物

データ項目67、附属書XIII第4項c号

該当する場合のみ

- ☐ 製造元のウェブサイトおよびメールアドレス

データ項目5、附属書VIパートA第1号

- ☐ 保証期間（製品の使用可能期間）

データ項目35、附属書XIII第1項m号

- ☐ CdまたはPbの記号

データ項目41、附属書XIII第1項q号

- ☐ エネルギー往復効率およびその損失

データ項目57および58、附属書XIII第4項a号

- ☐ 充放電サイクル、異常事象、動作条件および充電状態

データ項目68～71、附属書XIII第4項d号

開始時には表示しない

- ☐ 材料組成（集計フィールドとして）

データ項目16

- ☐ CO₂に関する声明およびCO₂ラベル（実施規則により形式が定められるまでの間）

データ項目17および18、附属書XIII第1項c号

- ☐ 責任ある調達に関する情報
データ項目19、附属書XIII第1項d号
- ☐ 定格容量（Ah）を静的フィールドとして記載
データ項目25、附属書XIII第1項g号
- ☐ 取扱説明書（オムニバスIVが採択されるまで）
データ項目44、附属書XIII第1項t号
- ☐ 残容量、出力、効率、自己放電、およびオーム抵抗：EV用バッテリーには適用されませんが、LMT用バッテリーには必須です
データ項目62～66、附属書XIII第4項b号

期限

EV用バッテリーに関して適用される期限は、同規則の適用条項に定められています。それ以降の期限は、欧州委員会がまだ発効させていない委任法令に基づくものであり、その旨が明記されています。

2024年2月18日

● 本規則は、以下の場合に適用されます

この日から、「電池規則」（第96条）の規定の大部分が適用されます。その他の規定はすべてこれに基づいており、この日以降に市場に流通した電池は、その適合性に関する規則の対象となります。

2024年8月18日

● バッテリー管理システムにおける状態データ

その日以降、バッテリー管理システムは、バッテリーの健康状態や予想寿命に関するデータへのアクセスを許可しなければなりません（第14条）。お使いのシステムがこれらのデータを出力するかどうかご確認ください。これらのデータは、後日、パスポートのリアルタイム値として反映されます。

2025年8月18日

● コレクションアイコン

すべての電池には、×印の付いたゴミ箱のマークが記載されており、基準値を超えている場合はその下にCdまたはPbの記号が表示されます（第13条第4項および第5項）。すでに適用されていますので、現在のラベルをご確認ください。

2026年8月18日

● 一般事項が記載されたラベル

すべての電池には、附属書VIIに定める一般的な情報（製造元やモデルから容量、化学組成に至るまで）が記載されたラベルが貼付されています（第13条第1項）。なお、フォーマットに関する実施規則が後になって公布された場合は、この規定の適用時期が変更されることになります。

2027年2月18日

● バッテリーパスとQRコード

この日から、市場に流通するすべてのEV用バッテリーには、パスポート（第77条）およびそれにリンクするQRコード（第13条第6項）が必要となります。移行期間は設けられていません。前日に市場に流通したバッテリーには不要ですが、この日に市場に流通したバッテリーには必要となります。

2027年8月18日

● サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンス義務

純売上高が4,000万ユーロを超える企業は、サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンス戦略を策定し、その実施状況を監査を受け、報告しなければなりません（第47条以下）。規則（EU）2025/1561により、2025年まで延期されました。

2028年8月18日

● 再生材の配合率を記録する

モデル、年、および工場ごとに、回収されたコバルト、リチウム、ニッケル、鉛の含有量の記録（第8条第1項）、あるいは、回収方法に関する委任法令がこれより後に公布された場合は、その公布から24ヶ月後。これらの数値は、貴社のセルサプライヤーが保有しています。

2031年8月18日

● 最初の再生材使用率

活物質には、少なくとも16%の再生コバルト、85%の鉛、6%のリチウム、および6%のニッケルが含まれていなければなりません（第8条第2項）。これは、2029年に締結される契約における調達上の課題となります。

2036年8月18日

● リサイクル率の向上

含有率は、コバルト26%、鉛85%、リチウム12%、ニッケル15%となります（第8条第3項）。

法令に基づき

● 3段階のCO2フットプリント

CO2報告書の提出期限は、算定方法に関する委任法令の公布から12か月後（名目上は2025年2月18日）であり、性能クラスおよび上限値については、それぞれの法的措置から18か月後（名目上は2026年8月18日および2028年2月18日）に提出する必要があります。これらの法的措置はまだ採択されていないため、いずれの期限もまだ進行していません（第7条）。

出典

このチェックリストの出典となった文書と、それぞれの用途について。

文書	目的
規則（EU）2023/1542	規則の本文：パスポートに関する第77条および第78条ならびに付属書XIII、QRコードに関する第13条、CO2フットプリントに関する第7条、リサイクル素材に関する第8条。
欧州委員会ガイドライン*「Digital Batteries Passport - data points by category」*	バッテリーカテゴリーごとの各データポイントの分類。
規則（EU）2025/1561	デュー・ディリジェンス義務の適用開始日が2027年8月18日に延期されました。

準備の方法

すでに持っているデータから、最初のパスが公開されるまで、成果が出る順に6つのステップをご紹介します。

1. ****データ監査：****上記の必須データを確認し、各項目について、現在どのシステムに保存されているかを記録してください。その多くはバッテリーの仕様を記述したものであり、開発、調達、品質保証の各部門に分散して既に存在しています。
2. ****サプライヤーとの契約に組み込む：****再生材の含有率、電池の化学組成、試験結果は電池メーカーが保有しています。定義されたデータ項目と期限を購買契約に盛り込んでください。2027年までには時間がありません。
3. ****アクセス権限の定義：****各フィールドごとに、閲覧を許可する対象、および社内でそのデータを管理・承認する担当者を決定してください。
4. ****識別子とQRコードの計画：****各バッテリーに固有の識別子をどのように付与するか、またそのコードをどこに印刷または刻印するかを決定してください。
5. **数種類のモデルを用いたパイロット実施：** [無料で登録し](#)、バッテリーテンプレートを選択して、実際のモデルをいくつかパスとして登録してください。データモデルの不備は、入力作業を進めて初めて明らかになります。
6. ****登録とCO2関連情報の準備：****登録IDおよびCO2申告用のフィールドを用意しておきますが、法令が施行される前に計算機能を構築しないでください。今、基本部分から着手しておけば、後でパスポートに既に存在するフィールドに入力するだけで済みます。

10.09.2026 時点。このチェックリストの最新版 : <https://transpareo.com/ja/ye-jie/dian-chi/tietukurisuto-evbatuteri>